誓約書

平成　　年　　月　　日

愛知県知事　　大村　秀章　殿

愛知県道路公社　理事長　　川崎　昭弘　殿

住　　　　所

商号又は名称　　　　　　　　　　　　印

代表者の氏名

当社は、今般、愛知県（以下「県」といいます。）及び愛知県道路公社（以下「公社」といいます。）から、平成２７年７月１５日付で案内がありました「愛知県有料道路コンセッションの実施に向けた資料開示」（以下「本案内」といいます。）において、愛知県有料道路運営事業（以下「本事業」といいます。）への参画に係る検討を目的（以下「本目的」といいます。）として、本誓約書を提出した者に提供される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の提供を受けることを希望します。守秘義務対象資料の提供を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（利用の目的）

１　当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

２　当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

３　当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、県及び公社に対して事前の書面による通知を行ったうえで、当社の関連会社（ここでいう関連会社とは当社が出資を受けている親会社、並びに当社の連結子会社及び当社の持分法適用会社を指します。）に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

４　当社は、自らの責任において、前二項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部の開示を受けた者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

５　当社は、守秘義務対象資料その他本事業の実施方針の公表前に県又は公社から提供される全ての資料は、参考のために提供されるものであり、県及び公社はその内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。

第２条（秘密の保持）

当社は、県及び公社から提供を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により開示が義務づけられる場合はこの限りではありません。

第３条（善管注意義務）

当社は、県及び公社から提供を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、県、公社又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、県、公社又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与える可能性がある情報が含まれることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（個人情報の取扱い）

県及び公社から提供を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により県、公社及び当社に認められる範囲内でのみ利用、保持し、かつ、法令等により県、公社及び当社に要求されるところに従い適切な管理を行うことを約束します。

第５条（損害賠償義務）

当社の本誓約書に違反する行為により守秘義務対象資料が漏洩した場合、当社は、それにより県、公社又は第三者（県及び公社に対して守秘義務対象資料を提供した者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を直接賠償することを約束します。

第６条（期間、書類の破棄等）

１　当社は、受領した守秘義務対象資料を、本事業の事業開始日、又は平成２８年１２月３１日のいずれか早い日（以下「期間終了日」といいます。）までに、すべて破棄することを約束します。なお、本誓約書に基づく守秘義務その他の義務は、期間終了日以降も存続するものとします。

２　受領した守秘義務対象資料について、その全部又は一部の複製を行った場合（磁気ディスクその他の媒体への記録を含みます。）、期間終了日までにこれらを破棄又は消去することを約束します。但し、社内決裁資料に守秘義務対象資料に記載された情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等により守秘義務対象資料に記載された情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄等することなく、当社において適切に保管することを約束します。

第７条（準拠法、管轄）

１　本誓約書は日本法に従って解釈されるものとします。

２　当社は、本誓約書に関連する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上